

平成26年9月29日

国土交通省
総合政策局長 瀧口 敬二 様

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会
代表理事 妻屋 明

多機能トイレの整備について（要望）

バリアフリートイレについては、国土交通省の指針で平成15年に「車いす使用者が利用可能な便所」から踏み込んで、多機能トイレへ言及したことにより、「だれでもトイレ」が普及しています。

しかし、その結果として、

- ・若い女性が化粧をするために利用している。
- ・母親、ベビーカーの幼児、子ども2人の4人で利用している。

などにより、車いす使用者が多機能トイレの前で長時間待たされることが日常茶飯事となりました。特に脊髄損傷者の場合は、排泄のコントロールに障害があるため、失禁の恐れもあります。

バリアフリートイレの整備については、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（平成24年）で、

1) 個別機能を備えた便所の設置

多様な利用者のニーズに的確に対応するとともに、多機能便所における利用の集中を軽減するために、車いす使用者用便所及びオストメイト用設備を有する便所のほか、乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便所等の個別機能を備えた便所も設置する。

また施設用途等により、多数の車いす使用者やオストメイトが利用することが考えられる場合には、これに加え、当該利用者用の簡易型機能を有する便所を設けることも考慮する。

2) 多機能便所と簡易型機能を備えた便所の設置

施設用途を十分に考慮し、車いす使用者用便所に他の機能を付加した多機能便所を設置する場合には、利用者の分散を図る観点から、個別機能を備えた便所、車いす使用者用やオストメイト用の簡易型機能を備えた便所を併せて設置する。ただし、オストメイト用の簡易型機能を備えた便所を設置するにあたっては、オストメイト用設備を有する便所（多機能便所を含む）を設けた上で設置する。

3) 多機能便所の設置

施設用途を十分に考慮し、多機能便所のみで十分に機能する場合は、多機能便所を設置する。なお、この場合も利用の集中を軽減する観点から、できる限り複数設置することが望ましい。

の3つの基準が提示されています。

車いす使用者のうち、脊髄損傷者の場合は必ずしもフルサイズが多機能トイレは必要ではなく、広い間口を確保し手摺を設置した簡易型で十分です（ただし、筋ジストロフィーなどの他の障害では、フルサイズが多機能トイレが必要な場合もあります）。

したがって、上記のうち、「2）」により、フルスペックの多機能トイレと簡易型機能トイレの併設を推進していただきたい。



惜しい例：つくばエクスプレス秋葉原駅

1. フルスペックの多機能トイレが1つ
 - 車いすが入れる広い間口
 - 車いす使用者にも利用できる洋式便器（手摺つき）
 - オストメイト対応設備
 - 多目的シート
2. 簡易型機能トイレが男女1つずつ
 - 車いすが入れる広い間口
 - 車いす使用者にも利用できる洋式便器（手摺つき）
 - ベビーチェア
3. 洗面台スペースにベビーシートが男女1つずつ

→ 「2. 簡易型機能トイレ」が男女でもう1つずつ必要

→ このほか、オストメイト対応設備の単機能トイレを設置して利用者の分散を図るべき